

令和3年度事業報告書 及び附属明細書

目 次

令和3年度事業報告書

1. 概況	1
2. 主な活動	2
(1) 法人会が行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業	2
(2) 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業	2
①税制改正への提言	2
②税の啓発活動・租税教育活動	2
③研修活動の充実	3
④税に関する広報の充実	3
⑤企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み	3
(3) 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業	3
①地域社会貢献活動	3
②節電の啓発活動「いちごプロジェクト」	4
③情報誌の発行	4
(4) 法人会の活動を支援することを目的とする事業	4
①組織の強化・充実	4
②広報活動	4
③青年部会・女性部会	5
④災害に対する支援	5
(5) 法人会会員の福利厚生の上向上に資することを目的とする事業	5

令和3年度事業報告附属明細書

1. 総務関係	7
(1) ガバナンスの確保	7
(2) 法人会事務局の強化	7
(3) 全国大会	7
(4) 新年賀詞交歓会	7
(5) 被災地法人会への対応	7
2. 税制改正に関する活動	8
(1) 令和4年度税制改正に関する提言の取りまとめの経緯	8
(2) 令和4年度税制改正に関する提言	8
(3) 提言活動	9

3. 税の啓発活動	10
(1) 税の啓発活動	10
(2) 租税教育活動	11
4. 研修活動	11
(1) 令和3年度の研修会の実施状況	11
(2) 研修用教材の作成・配付	12
(3) 全法連主催の研修会	12
5. 広報活動	13
(1) 新聞広告	13
(2) ポスター・チラシの提供	13
(3) ラジオCMの提供	14
(4) 動画	14
(5) 情報誌「ほうじん」	14
(6) オリジナルキャラクター（けんた）	14
(7) 会報誌用の記事提供	14
(8) 会報デジタルブック	15
(9) 法人会アンケート調査システム	15
6. 組織の拡充・強化	15
(1) 令和3年12月末現在の会員数	15
(2) 会員数が純増した県連・単体会	15
(3) 会員増強報奨金施策	15
(4) 役員一人一社以上獲得の推進策	15
(5) 県外転出情報の提供	16
(6) 組織・厚生委員会合同による会員増強施策	16
(7) 加入勧奨用リーフレット「法人会のご案内」の作成・配付	16
(8) 新設法人データの提供	17
7. 福利厚生事業	17
(1) 主要制度の推進目標に対する達成状況	17
(2) 各種制度の導入・改定・推進策	17
(3) 主要制度の加入状況	17
(4) 法人会事務局役職員見舞金制度	18
8. 青年部会連絡協議会の活動	19
(1) 租税教育活動への取り組み	19
(2) 部会員増強運動の推進	19
(3) 財政健全化のための健康経営プロジェクト	20

(4) 法人会全国青年の集い	21
9. 女性部会連絡協議会の活動	21
(1) 法人会全国女性フォーラム	21
(2) 税に関する絵はがきコンクール	21
(3) いちごプロジェクト	22
10. 統合プラットフォームの推進	22
11. 理事会等の開催状況	22
12. 委員会等の開催状況	25
13. 納税功労等による叙勲受章者	35
14. 納税功労による財務大臣・国税庁長官表彰受彰者	35
15. 全法連表彰	37
16. 全法連役員等の計報	38

附属資料

1. 令和4年度税制改正に関する提言等	39
2. 税の啓発のための新聞広告用版下	50
3. 令和3年度県連別研修参加人員等一覧	51
4. 広報ポスター	52
5. 広報チラシ	53
6. 県連別会員数調査結果（令和3年12月末現在）	54

令和3年度事業報告書

1. 概況

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響を受けつつも、感染状況に応じて、参加者の安全面等に配慮し、大会や会議、セミナーの開催形式等に制約を加えながら、感染対策を講じて各種事業を行った。

平成20年にスタートした新公益法人制度への対応については、令和4年3月末現在、全国の法人会のうち2県連・386単位会が公益社団、39県連・54単位会が一般社団として活動を展開している。

平成23年度から実施している各法人会の公益事業に対する助成については、実施後10年を超え、各会からの申請・報告について円滑な手続きが定着している。

税を中心とした公益活動においては、「税制改正に関する提言」の策定のほか、税の啓発に資するテキスト等の作成や広報活動に加え、租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」、「自主点検チェックシート」による企業の税務コンプライアンスの向上に取り組んだ。

青年部会を中心に取り組んでいる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」については、新たな公益事業として内閣府の認定を受け、部会員への啓発活動や「健康経営宣言書」の提出促進とともに、「青年の集い」において「健康経営大賞」のプレ大会として各青年部会・企業の事例発表を実施した。今後、親会にも活動の幅を広げていくこととしている。その他、社会貢献活動として平成23年度から女性部会を中心に行っている節電活動「いちごプロジェクト」は、啓発用チラシのデータ提供等を行った。

法人会活動の充実には、組織基盤・財政基盤の強化が重要であることから、会員増強においては役員一人一社以上の獲得を目標に推進を図ったほか、組織・厚生委員会合同による会員増強施策を実施したものの、コロナ禍での勧奨活動が難しいこともあり、全国の法人会員は80万社の回復に至らず、引き続き取り組むべき重要課題となった。創設50周年を迎えた福利厚生制度については、協力3社と連携し、特に新入会員の新規制度加入企業の促進に注力するとともに、記念キャンペーンの実施や記念商品の推進活動を行った。この他、全国厚生委員長会議を初めて開催し、福利厚生制度の意義や位置づけについて再確認を行い、次の50年に向けたスタートとした。

また、法人会を支える事務局の充実・強化は重要であるため、県連機能の強化のための助成金を新設するとともに、法人会向けホームページ簡易制作ツール、統合プラットフォーム（コミュニケーション機能、会員管理機能）の推進のほか、各会の会報をHP上で共有し会報制作の一助とする仕組み「会報デジタルブック」の導入など、県連・単位会の効率的な事務運営に資するツールを提供した。

2. 主な活動

(1) 法人会が行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業

全国各地の法人会への助成事業については、各法人会からの適正な申請・報告を求め、外部監査法人及び内部検査法人による厳正な審査及び2県連21単位会への実地調査を実施し、適正・公正な運営に努めた。

また、コロナ禍で各法人会の助成対象事業が予定通り実施できないことから、昨年度に引き続き、令和3年度分の助成金については、弾力的に対応することとした。

(2) 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

①税制改正への提言

イ. 令和4年度税制改正に向け、県連から提出された要望事項や税制アンケート結果を踏まえ税制委員会で検討を行い、提言を取りまとめた。4年度改正では相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長や中小法人向け税制措置の適用期限の延長など、法人会提言事項の一部が実現した。

ロ. 政府や政党に対して提言の実現を強く訴えるとともに、県連・単位会においても、地元国会議員及び地方自治体に対し、地方分権の推進、行財政改革や地方税改革の徹底を求めた。

ハ. 県連・単位会の税制委員等を対象とした「令和4年税制セミナー」は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会場参加型及びリモート参加型のハイブリッド方式により開催し、税制改正の内容や今後の税財政改革の方向性について説明した（会場参加80名、リモート参加270名）。

ニ. 岩手会場と東京会場の2会場からオンライン開催した「第37回法人会全国大会（岩手大会）」において、税制アンケート結果の報告と併せ、「税制改正に関する提言」の内容について説明を行った。また、日本経済新聞（10月4日朝刊 全国版）に税制提言の概要を盛り込んだ意見広告を掲載した。

②税の啓発活動・租税教育活動

イ. 小学校高学年向けの租税教育用テキストとして「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」を配付し、小学校での租税教室等で活用した。

さらに、e-Taxの普及推進及び消費税の期限内納付を訴える会報掲載用版下をそれぞれ作成し、各会に提供した。

ロ. 税に関する活動として、各会において租税教室や税の作品募集などの事業を実施した。

ハ. 青年部会の活動の柱である「租税教育活動」は、全ての単位会での可能な限りの実施を目標に取り組んだところ、青年部会の事業年度末（令和4年6月末）までに409会で実施する見込みとなった。

また、前年度の島根大会開催中止を経て、参加者を部会長に限定し佐賀県佐賀市

で開催した「第 35 回法人会全国青年の集い（佐賀大会）」（参加者数 619 名）では、全国の局ブロック等を代表して 11 会の事例発表プレゼンテーションを実施し、佐賀法人会青年部会が最優秀賞を受賞、大会式典において活動内容の発表並びに表彰を行った。

ニ. 女性部会による「税に関する絵はがきコンクール（国税庁後援）」について、引き続き積極的な展開を図った。

ホ. 「税に関する絵はがきコンクール」の全法連女連協会賞受賞作品をプリントしたポケットティッシュを作成し、イベント等での配布用ツールとして各会に提供した。

ヘ. 国税庁等が主催する中学生の「税についての作文」事業の後援を行い、応募作品の中から 12 編に対して全法連会長賞を授与した。

③研修活動の充実

イ. 法人会が主体となって年末調整説明会を開催できるよう、オリジナルテキスト「令和 3 年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」を新規作成するなど、県連・単位会における研修活動の充実に資するため、税に関するテキスト等を作成し各会に配付した。また、税に関する市販書籍の斡旋を行った。

ロ. 県連・単位会における研修会については、引き続き「税法・税務」研修の増加を図るとともに、公益性のさらなる向上のため、一般市民に研修会等への参加を積極的に呼び掛けることとした。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修開催が困難な時期もあったが、多くの単位会で、工夫しながら、十分な感染防止対策を講じた決算法人説明会、年末調整説明会等の各種研修会を開催した。

④税に関する広報の充実

税制改正に関する提言の周知及び「税を考える週間」の PR を目的とした新聞広告の版下（2 種）を作成し、各県連へ提供したところ、40 県連の地方新聞でこの共通版下等を使用した新聞広告が掲載された。

⑤企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

自主点検チェックシートの率先した活用及び会議・研修等における会員への周知を役員等に対して依頼するとともに、さらなる活用推進のため、従業員向けにチェックシートのポイントをマンガで解説した会報用版下を作成した。

また、平成 26 年の自主点検チェックシート作成以降、商慣行の変化や消費税の軽減税率導入等があったことから、国税庁、日本税理士会と令和 5 年度の改訂に向けた協議を開始した。

(3) 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

①地域社会貢献活動

税以外の社会貢献活動については、各会で地域の実情に即した多彩な事業に取り組

み、世間一般に対する法人会の知名度向上、イメージアップに大きく貢献した。

②節電の啓発活動「いちごプロジェクト」

女性部会において、地域の実情に応じて取り組んだ（平成 27 年度より、取り組みの判断は各会に委ねている）。

③情報誌の発行

情報誌「ほうじん」を季刊（各約 74 万部）で発行し、注文会に無償で提供した。また、単位会の会報掲載用の記事についても、各会への提供を行った。

(4) 法人会の活動を支援することを目的とする事業

①組織の強化・充実

イ. 令和 3 年 12 月末現在の会員数は、法人会員 726,463 社（前年同期比 12,755 社減）、正会員以外の個人会員は 23,025 名（前年同期比 214 名増）であった。

令和 2 年度に実施した報奨金施策（令和 2 年度中に入会した法人会員数に応じて 1 社あたり 2,000 円の報奨金を単位会に支給）の該当数は、10,767 社であった。

なお、「役員一人一社以上獲得」を推進するため、役員の勧奨により入会した割合（役員の勧奨による入会数／役員数）を基準とした表彰については、副賞額を増額のうえ 1 年間を通じて実施することとした。

また、組織・厚生委員会合同による会員増強施策として、福利厚生制度協力 3 社の推進員・代理店が新規入会を取り付けた場合の奨励策等の実施や、局連単位の組織・厚生合同委員会を開催した。

ロ. 法人会の適正な運営に資するため、研修の実施、事務負担に対する助成等を行ったほか、法人会の成り立ちや現在の状況、今後の役割と方向性についてまとめた冊子「法人会で自信と活力とつながりを」を作成し、県連・単位会及び福利厚生制度協力会社等に配付した。また、単位会事務局のガバナンス、コンプライアンスの確保を促進するための訪問指導を 3 単位会で実施した。

ハ. 県連・単位会の新任専務理事・事務局長を対象に「第 24 回新任事務局長セミナー」をハイブリッド方式にて開催した（会場参加 21 名、WEB 配信視聴 86 名）。

また、事務局役職員を対象とした「事務局セミナー」についても、ハイブリッド方式にて開催した（会場参加 60 名、WEB 配信視聴 400 名）。

ニ. 各会の会員管理や会費管理等の効率化に資するため、全法連で開発・提供している統合プラットフォームについては、機能改修を行うとともに、県連単位での研修会を開催する等、各会への普及を推進した。

なお、県連・単位会向けホームページ簡易制作ツール（CMS テンプレート）の利用会は 213 会となった。

②広報活動

イ. ポスター・チラシは、平成 30 年度から使用しているポスターを引き続き使用した。

これに伴い、ポスターと連動性をもたせたナレーションによるラジオCM音源についても、継続してデータ提供した。

- ロ. 入会勧奨用動画（DVD）を新たに作成し、各種研修会等で法人会のPRを図ることを目的に各県連、単位会に1枚ずつ無償提供した。また、テレビCMなどの有料広告に使用可能な短尺版動画を、データにて無償提供した。
- ハ. 各会の会報をデジタル化し、HP上で共有する仕組み「会報デジタルブック」を導入した。各会の事業や様々な取組み情報をキーワード検索で入手できるようにするなどし、会報制作の一助として活用された。
- ニ. アンケート調査システムは、アンケート送信対象者数の拡大及び回答数の増加に取り組んだ。

③青年部会・女性部会

- イ. 青年部会では、活動の柱である「租税教育活動」について、全単位会での可能な限りの実施をすべく「全国一斉行動」による推進を図った。また、「部会員増強運動」を引き続き実施した結果、29,790名（前年同期比1,658名減）となった。

活動の新たな柱である「財政健全化のための健康経営プロジェクト」について、部会員への啓発活動、健康経営宣言書の提出促進、ジェネリック医薬品の活用促進等を行った。

- ロ. 女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」と節電の啓発活動「いちごプロジェクト」を中心に、各会の活動に対する支援策を講じた。また、新たな事業として「食品ロス問題」について取り組むかの検討を開始した。

④災害に対する支援

豪雨による被害を受けた地域の県連（静岡）に対し、「災害見舞金拠出基準」に基づく「災害見舞金」を支給した。

(5) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

福利厚生制度の加入法人数は、前年度比で大型保障制度 98.4%、ビジネスガード 102.9%、がん保険 97.8%となった。

また、福利厚生制度の手数料収入については、前年度比で大型保障制度 98.8%（80,043千円減）、ビジネスガード 105.7%（115,105千円増）、がん・医療保険 95.6%（52,619千円減）、全体では 99.8%（17,557千円減）となり、平成25年度より連続してきた前年度比100%超えは未達成となった。

新型コロナウイルスの影響により想定していた推進活動ができないこともあり、大型保障制度とがん・医療保険は前年を下回る結果となった一方、ビジネスガードは、AIG損保による「ビジネスガード5年3倍計画」など積極的な推進により、コロナ禍においても会員加入法人数、手数料収入ともに制度全体を牽引する高い伸展率となった。

なお、福利厚生制度推進表彰における県連表彰は、大同生命取扱分で2県連が、A

I G損保取扱分で6県連が該当し、アフラック取扱分は該当県連がなかった。単位会表彰においては54単位会が該当した。

令和3・4年度の施策である「50周年キャンペーン」は、新規制度加入企業数の目標150,000ポイントに対し151,449ポイント（目標達成率101%、22県連が達成）であった。

令和3・4年度施策の新入会員の新規制度加入については、目標4,937社に対し4,931社（目標達成率99.9%、25県連・7局連が達成）であった。

令和3年度事業報告附属明細書

1. 総務関係

(1) ガバナンスの確保

- イ. 各会のガバナンス強化及び公益社団法人会の事務負担を支援するための助成を行った。
- ロ. 法人会の成り立ちや現在の状況、今後の役割と方向性についてまとめた冊子「法人会で自信と活力とつながりを（松崎専務理事・著）」を5万5千部作成し、県連・単位会及び福利厚生制度協力会社等に配付した。
- ハ. 事務局のガバナンス、コンプライアンスの確保を促進するため、OAG税理士法人と連携し、単位会（3会）での訪問指導を実施した。

(2) 法人会事務局の強化

単位会支援のための県連機能強化助成金を新設し、「単位会業務の効率化」「単位会緊急時対応」「職員のレベルアップ」についての支援を実施した。県連が単位会業務を支援し、単位会事務局が本来の法人会活動へより注力できる体制を整えることを目的に設立した助成金制度で、年間200万円を上限に県連からの申請に基づく実費額を助成した。初年度である本年度は12県連から申請があった。

また、事務局強化支援のための助成金（1会あたり20万円）を本年度も県連へまとめて配賦し職員のモチベーションアップや事務の効率化に有効活用された。

(3) 全国大会

新型コロナウイルス感染症への対応として、参加者の安全を確保するために運営上の各種制約を加えなければならないこと等から、「第37回法人会全国大会（岩手大会）」はオンライン開催に変更し、岩手会場と東京会場からの二元中継により、10月7日に開催した。

(4) 新年賀詞交歓会

新型コロナウイルス感染症への対応のために開催形式を変更することで、参加者枠をかなり縮小せざるを得ないことや来賓への十分な対応が困難なこと等を考慮し、1月19日に開催を予定していた「新年賀詞交歓会」は中止とした。

(5) 被災地法人会への対応

豪雨により甚大な被害を受けた地域の県連（静岡）に対し、「災害見舞金拠出基準」に基づく「災害見舞金」を支給した。

2. 税制改正に関する活動

(1) 令和4年度税制改正に関する提言の取りまとめの経緯

「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめるため、令和3年2月17日に税制委員会を開催し、税制、財政等に係る現状課題を分類して検討テーマを設定するとともに、その具体的な検討を常任委員会で行うこととした。以後、常任委員会で審議を行うとともに、県連より提出された要望事項やアンケート調査結果（回答数12,709件）も踏まえて、「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめた（「附属資料1」参照）。

(2) 令和4年度税制改正に関する提言

「令和4年度税制改正に関する提言」は、令和3年9月21日開催の理事会で決議され、その内容については10月7日開催の「第37回法人会全国大会（岩手大会）」において、税制改正に関するアンケート調査結果の報告と併せて説明された。

また、同大会では提言内容を踏まえて、下記の大会宣言を発表した。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥った。来年度には流行の収束も見込まれ、企業収益をはじめとして経済社会も回復傾向にあることから、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めている。わが国は先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

中小企業は、長期にわたるコロナ禍の影響を受け、限界に達している。実効性のある対策により、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。さらに、地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示すことのできるような税制の確立も不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和3年10月7日

全国法人会総連合 全国大会

(3) 提言活動

①全法連による提言活動

税制改正に関する提言について、後記の政府・政党に対して提言活動を行いその実現を訴えたほか、比例代表選出の参議院議員等に対し、提言書の送付による提言活動を実施した。

イ. 全法連による提言活動

○財務省（11月9日）

財務副大臣 大家 敏志 氏

○総務省（10月20日）

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏

○中小企業庁（10月20日）

長 官 角野 然生 氏

事業環境部長 飯田 健太 氏

○自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会（税制・中小企業関係） （11月25日）

財政・金融・証券関係団体委員長 古川 康 氏

○立憲民主党 財務金融部会（11月26日）

財務金融部会長 牧山 ひろえ 氏

○国民民主党 税制調査会（12月3日）

税制調査会長 大塚 耕平 氏

○国税庁 表敬訪問（12月13日）

長 官 大鹿 行宏 氏

次 長 重藤 哲郎 氏

課税部長 星屋 和彦 氏

※公明党より、本年度は「税制改正要望等ヒアリング」を開催しない旨の連絡があったことから、提言書を担当部会に送付。日本維新の会には、提言書を郵送した。

ロ. 全法連から提言書を送付

○参議院比例選出議員（対象議員 87 名）

○経済団体等（6 団体）

経団連、経済同友会、日本商工会議所、日本税理士会、納税協会連合会、
全国中小企業団体中央会

○政府税制調査会委員・特別委員

②県連・単位会による提言活動

全法連による提言活動と並行して、衆参両院の国会議員に対して、地元選挙区の法人
会役員等による提言活動を実施（実施会294会）した。

また、地方自治体に対する提言活動は、各都道県知事及び県議会議長に対しては県連
で、市区町村長及び市区町村議会議長に対しては単位会（実施会401会）にて実施した。

3. 税の啓発活動

(1) 税の啓発活動

①新聞による税の啓発活動

税制改正に関する提言の周知及び「税を考える週間」のPRを目的とした新聞広告
の版下（2種）を作成し、各県連へ提供した（「附属資料2」参照）。

②「e-Tax」の推進

役員及び会員企業等の利用推進に係る国税当局からの協力要請に応じ、e-Tax
のさらなる普及推進を訴える会報掲載用版下を作成し、各会に提供した。

③消費税期限内納付の推進

申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の期限内納付を訴える会報掲載用
版下を作成し、各会に提供した。なお、令和2年度に引き続き、コロナ禍にあること
を考慮して「期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署へご相談下さい」の文言を追
記した。

④「税に関する絵はがきコンクール」受賞作品のポケットティッシュの作成・配布

「税に関する絵はがきコンクール」の全法連女連協会長賞を受賞した12作品をプリ
ントしたポケットティッシュを作成し、イベント等での配布用ツールとして334会に
40万個を提供した。

⑤企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート（83項目）」
と企業のガバナンス確保に必要な基本事項として40項目を選定した「自主点検チェッ
クシート 入門編」を増刷した（83項目：76会に4.4万部、入門編：78会に4.1万部を
提供）。

また、自主点検チェックシートの活用をさらに推進していくために、従業員向けに

チェックシートのポイントをマンガで解説した会報用版下を作成した。さらに、各会における取組事例を「法人会リレーニュース」などに掲載し、情報の提供を行った。

なお、商慣行の変化や消費税の軽減税率、インボイス制度の導入等を勘案し、令和5年度中のチェックシート改訂を予定しており、令和3年10月より、国税庁及び日本税理士会との協議を開始した。

(2) 租税教育活動

①租税教育用テキストの配付

小学校高学年向けの租税教育用テキスト「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックフロントとけんたくん」を増刷して330会に配付し、各会における小学校での租税教室等で活用した。

②各会で実施している租税教育

各会で実施されている租税教室・税の作品募集などの租税教育活動は、法人会の主要な公益的事業として定着している。

4. 研修活動

(1) 令和3年度の研修会の実施状況

令和3年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、県連・単位会において満足に研修会を開催できない状況であったが、多くの単位会で、工夫しながら、十分な感染防止対策を講じた決算法人説明会、年末調整説明会等の各種研修会を開催した。

令和2年度より「研修参加率向上表彰」の表彰対象となる研修の範囲に含めたインターネットセミナー等を活用した単位会が増えたこともあり、参加者は499,776名（前年度比182,520名増）・実施回数は9,834回（前年度比3,147回増）となった（「附属資料3」参照）。

開催された研修内容を項目別にみると、「税法・税務（含、会計）」の研修会については、対前年度で参加者数（94,506名増）・実施回数（2,366回増）ともに増加した。

また、「経営・経済・金融」の参加者数（22,199名増）・実施回数（494回増）、「その他」の研修会の参加者数（65,815名増）・実施回数（287回増）も増加した。

なお、各研修会における一般市民の参加者数についても、対前年度で16,889名増加した。

県連・単位会における研修会の項目別開催状況

	参加人員(名)			実施回数(回)		
	R3年度	R2年度	前年度比	R3年度	R2年度	前年度比
税法・税務 (含、会計)	266,878	172,372	94,506	6,227	3,861	2,366
経営・経済・ 金融	59,588	37,389	22,199	2,203	1,709	494
その他	173,310	107,495	65,815	1,404	1,117	287
合計	499,776	317,256	182,520	9,834	6,687	3,147

各研修会における一般市民の参加状況

	参加人員(名)		
	R3年度	R2年度	前年度比
一般市民の参加	55,153	38,264	16,889

(2) 研修用教材の作成・配付

税法・税務関係の研修会実施は、法人会の研修事業における中核的な取り組みであることから、下記のテキスト等を作成・配付し、各会の研修会を支援した。

タイトル	作成部数
・令和3年度税制改正のあらまし	670,000部
・会社の決算・申告の実務	340,000部
・会社の税金ガイドブック	115,000部
・会社取引をめぐる税務Q&A	305,000部
・源泉所得税実務のポイント	335,000部
・会社役員のための確定申告実務ポイント	350,000部
・わかりやすい年末調整実務のポイント	435,000部
・令和4年度税制改正のあらまし - 速報版 - 会員数分を送付	

そのほか、税に関する市販書籍を各法人会に斡旋した。

(3) 全法連主催の研修会

①令和4年税制セミナー

開催日 令和4年2月15日

実施形態 ハイブリッド方式

参加人員 会場参加80名、リモート参加270名

内 容

(第1講座)

演題：令和4年度税制改正について

講師：財務省大臣官房審議官 青木 孝徳 氏

(第2講座)

演題：今後の税財政改革の課題

講師：公益財団法人 東京財団政策研究所

研究主幹 森信 茂樹 氏 氏

②第24回新任事務局長セミナー

開催日 令和3年8月30日

実施形態 ハイブリッド方式

参加人員 会場参加21名、WEB配信視聴86名

③第37回事務局セミナー

開催日 令和4年3月4日

実施形態 ハイブリッド方式

参加人員 会場参加60名、WEB配信視聴400名

内 容

<第1講座>

演題：「法人会におけるインボイス制度等について」

講師：NTS総合税理士法人

税理士 相澤 英之 氏

<第2講座>

演題：「定期提出書類の作成と助成金制度について」

講師：内閣府 公益認定等委員会 参与

高山 昌茂 氏

5. 広報活動

(1) 新聞広告

税制改正に関する提言の周知及び「税を考える週間」のPRを目的とした新聞広告の版下(2種)を作成し、各県連へ提供した。この共通版下等を使用した地方紙への広告掲載については、東法連を除くすべての県連で行われた。

※東法連は、近隣6県と合同でJR車内広告を実施した。

(2) ポスター・チラシの提供

ポスターの継続使用に伴い、希望する28県連、162単位会に提供した。データ化し

たA4 サイズのFAX返信用チラシについても継続提供した（「附属資料 4」「附属資料 5」参照）。

(3) ラジオCMの提供

ポスターの継続使用に伴い、ポスターとの連動性をもたせたナレーションによるラジオCM音源についても、継続して統合プラットフォーム「全法連公開文書」でデータ提供した。

(4) 動画

入会勧奨用動画（4分5秒）を新たに作成し、各種研修会等で法人会のPRを図ることを目的に各県連、単位会に1枚ずつ無償提供した。また、テレビCMなどの有料広告に使用可能な短尺版動画2種（30秒・15秒）を、データにて無償提供した。

その他、入会促進、会員の帰属意識向上を目的に、テレビのビジネス情報番組「賢者の選択」で放映された法人会の紹介動画（4分30秒）を各県連・単位会の会議やHP等で引き続き活用できるようにした。

(5) 情報誌「ほうじん」

季刊（4月、7月、11月、1月）で各約74万部を発行し、注文会に無償で提供した。

また、令和4年新年号より「けんたの全国法人会めぐり」コーナーを新設し、単位会の特徴的な活動だけでなく地域の名所、名物やお土産なども併せて紹介することで、より興味を持って読んでもらうこと、各会の活動のヒントとなること、観光需要を喚起することを目指した。

(6) オリジナルキャラクター（けんた）

法人会オリジナルキャラクター「けんた」を引き続き使用するとともに、ノベルティグッズ15種類を作成し、注文のあった17県連382単位会に対し、合計約102万個（クリアファイル23万枚、ペン・鉛筆類32万本、その他47万個）を有償で斡旋した。

(7) 会報誌用の記事提供

県連・単位会における広報を支援するため、会報誌掲載用の記事を年間73本提供し、多くの会で活用された。

なお、令和3年度は会報誌掲載回数の少ないライター2名への執筆依頼を取りやめるなど、掲載回数、記事内容などにより適宜ライターの見直しを行っている。

(8) 会報デジタルブック

各会の会報をデジタル化し、HP上で共有する仕組み（会報デジタルブック）を導入した。各会の事業や様々な取組み情報をキーワード検索で入手できるようにするなどし、会報制作の一助として活用された。

(9) 法人会アンケート調査システム

平成 22 年度からスタートしたアンケート調査システムについて、アンケート送信対象者数の拡大及び回答数の増加に取り組んだ結果、令和 4 年 3 月末のアンケート送信可能な登録者数は、前年同期より 2,220 名増の 9,511 名となった。

6. 組織の拡充・強化

(1) 令和3年12月末現在の会員数

令和 3 年 12 月末現在の会員数は、法人会員 726,463 社、正会員以外の個人会員は 23,025 名であった（「附属資料 6」参照）。

本年度も新型コロナウイルスの影響により、加入勧奨が難しい状況にあったことから、1 年前との比較では、12,755 社の減少（令和 2 年は前年比 18,257 社減少）となった。

<令和3年12月末現在の会員数等>

○法人会員数：	726,463社	（前年同期：739,218社	▲12,755社）
○個人会員数：	23,025名	（前年同期：22,811名	214名）
○所管法人数：	2,175,327社	（前年同期：2,149,940社	25,387社）
○法人加入率：	33.4%	（前年同期：34.4%	▲1.0%）

(2) 会員数が純増した県連・単位会

令和 3 年度は、79 単位会において会員数が純増した。また、県連では、千葉県連（121 社）、徳島県連（30 社）、佐賀県連（14 社）が純増を達成した。

(3) 会員増強報奨金施策

報奨金施策（令和 2 年度中に入会し 3 年度に会費の入金が確認できた法人会員数に応じて 1 社あたり 2,000 円の報奨金を単位会に支給）の該当数は、10,767 社であった。

(4) 役員一人一社以上獲得の推進策

「役員一人一社以上獲得」を推進するため、役員の勧奨により入会した割合を基準とした表彰については、副賞額を増額のうえ1年間を通じて実施することとした。

(5) 県外転出情報の提供

退会防止策として、法人会員が県外に転出した場合の転出情報を共有し、転入先の法人会において会員化するための施策を実施し、令和3年度は66件の情報が寄せられ、8件の会員化につながった。

(6) 組織・厚生委員会合同による会員増強施策

「会員増強」と「福利厚生制度の推進」は法人会にとっていわば車の両輪であり、新規会員が増加することにより、制度加入企業の見込先が拡大し、福利厚生制度の加入増加にもつながることが期待されることから、組織・厚生委員会合同による会員増強施策を実施した。

①奨励策

- 福利厚生制度協力3社の推進員・代理店が新規入会（法人会員）を取り付けた場合、1件1万円の奨励金を推進員・代理店等に支給する（令和3年度実績4,108件）。
- 推進員や代理店等による勧奨に係わらず、令和2年度～4年度中に入会した新規会員企業が令和5年3月末までに福利厚生制度に加入した場合、単位会に対して1制度あたり5千円を支給する（令和3年度実績4,931件）。

②局連単位の組織・厚生合同委員会の開催

組織・厚生委員会合同による会員増強施策の実施にあたり、県連、単位会での開催に加え、全法連組織委員会・厚生委員会として、令和3年～4年の2年間で、局連単位の合同委員会を開催することとした。

【令和3年度開催】

9月16日（木）熊本局（リモート開催 担当：熊本県連）

11月4日（木）広島局（ANAクラウンプラザホテル広島 担当：広島県連）

③県連に対する施策

局連単位での合同委員会を開催することを機に、新規入会数の増加に向けた県連目標（令和3年度17,000社）を設定し、目標を達成した県連に対しては報奨金（50万円）を支給することとした。

(7) 加入勧奨用リーフレット「法人会のご案内」の作成・配付

加入勧奨用リーフレット「法人会のご案内」を作成し、419会（県連含む）から約40万部の注文があった。

(8) 新設法人データの提供

東京商工リサーチの新設法人データについては、26県連から購入の申し込みがあり、1年間の提供件数は90,684件であった。

7. 福利厚生事業

(1) 主要制度の推進目標に対する達成状況

①経営者大型総合保障制度等

保険料収入目標1,953億円に対して、1,909億円（目標比97.7%）、新規企業目標6,050社に対し、4,167社（目標比68.8%）であった。

また、役員加入率目標70.0%に対して、令和4年3月末現在で15県連が達成しており、全国平均64.4%であった。

②ビジネスガード

保険料収入目標676億円に対して、651億円（目標比96.3%）であった。また、年度末加入法人数は、目標の125,274社に対して、122,324社（目標比97.6%）であった（うち新規法人加入目標12,059社に対し10,756社）

③がん保険・医療保険・WAYS等

保険料収入見込344億円に対して、350億円であった。また、新規企業数は、3,879社であった。

(2) 各種制度の導入・改定・推進策

令和3年4月 経営者大型総合保障制度「Vプレミアム」を法人会専用商品として導入（新規加入者に対する記念品の配付を実施）

令和3年9月 「しっかり頼れる介護保険」への改定

令和3年9月 ALL STARS

令和3年10月 「ハイパーネクスト」を特約追加

令和4年1月 「会社みんなでKENCO+」の発売

(3) 主要制度の加入状況

①企業のための制度

イ. 経営者大型総合保障制度（昭和46年6月導入）（数値は保有ベース）

	令和4年3月末	令和3年3月末	前年比
加入法人数	138,568社	140,852社	▲2,284社
加入率	18.7%	18.6%	▲0.1%
加入件数	444,755件	446,135件	▲1,380件

ロ. ビジネスガード（昭和59年5月導入）（数値は請求ベース）

	令和4年3月末	令和3年3月末	前年比
加入法人数	122,324社	118,862社	3,462社
加入率	16.9%	15.7%	1.2%

②個人のための制度

イ. がん保険制度（昭和58年4月導入）（数値は入金ベース。以下同）

	令4年3月末	令和3年3月末	前年比
加入法人数	107,329社	110,339社	▲3,010社
加入率	14.5%	14.6%	▲0.1%
加入件数	341,152件	355,778件	▲14,626件

ロ. 法人会医療保険「EVER」（平成14年7月導入）

	令和4年3月末	令和3年3月末	前年比
加入法人数	52,603社	54,069社	▲1,466社
加入率	7.1%	7.1%	±0.0%
加入件数	126,279件	130,809件	▲4,530件

ハ. 「WAYS」「介護保険」「給与サポート保険」等

	令4年3月末	令和3年3月末	前年比
加入法人数	20,342社	19,960社	382社
加入率	2.8%	2.6%	0.2%
加入件数	30,708件	30,307件	401件

③その他の制度

前記以外の各制度の加入件数合計は以下のとおりである。

	令和4年3月末	令和3年3月末	前年比
加入件数	41,242件	42,511件	▲1,269件

(4) 法人会事務局役職員見舞金制度

①災害総合保障特約付総合福祉団体定期保険からの給付金

死亡保険金（病気） 0件 0円

②事務局役職員見舞金基金からの給付金

病気見舞金 13件 1,100,000円

死亡加算金 0件 円

8. 青年部会連絡協議会の活動

(1) 租税教育活動への取り組み

①租税教育活動表彰

「法人会全国青年の集い（佐賀大会）」では、各局連から推薦のあった下記の青年部会による租税教育活動プレゼンテーションを実施し、役員、部会長による投票を今回初めてリモート形式で行った。大会式典においては、最優秀賞会を発表の上、受賞した佐賀法人会青年部会が活動事例発表を行った。

<最優秀賞>

- 福岡局 佐賀（佐賀）『税金を通して佐賀の未来を考えよう～もしも私が佐賀県知事だったら～』

<優 秀 賞>

- 関東信越局 新潟（新潟）『大人へのステップ！ 税と社会のしくみを考えよう！』
- 熊本局 都城（宮崎）『～人を思いやり、支え合う心～未来を担う子供たちに私たちができること』

<奨 励 賞>

- 東京局 豊島（東京）『子ども達を褒めて教える租税教育 ～豊島子ども秋の表彰式～』
- 東京局 大和（神奈川）『税金ビンゴ ～遊びながら税を学ぼう～』
- 札幌局 旭川中・東（北海道）『大会を機に進化した租税教育活動～大学生とのコラボ事業～』
- 仙台局 仙台北（宮城）『こころ動かすこども議会～租税教室改革～』
- 名古屋局 鈴鹿（三重）『租税教室』
- 金沢局 高岡（富山）『タックスクエスト～学校の謎～ 税金ってなんだろう？ 親子で学ぼう租税教室』
- 広島局 広島東（広島）『大人の本気、子どもたちの声を聴こう』
- 高松局 鳴門（徳島）『租税教育活動 継続と拡大』

②租税教育活動の全国一斉行動

青年部会が主体となって租税教育活動を全国的に展開する「租税教育全国行動 ～今、子供たちに何を伝えられるか～」を行った。本年度は、可能な限りの単位会での実施と青年部会主体による活動の促進を目標に掲げたところ、青年部会の事業年度末（令和4年6月）までに409会を実施する見込みとなった。

(2) 部会員増強運動の推進

青年部会のさらなる発展と法人会活動の充実のため、部会員増強運動を引き続き実施した。全国の部会員の協力により増強運動を推進し、結果としては29,790名（前年

同期比 1,658 名減) となった。3 年連続純増など顕著な成果を収めた青年部会に対しては、「法人会全国青年の集い(佐賀大会)」で表彰した。

	令和3年6月末	令和2年6月末	前年比
部会員数	29,790名	31,448名	▲1,658名

(3) 財政健全化のための健康経営プロジェクト

①健康経営大賞プレ大会

「法人会全国青年の集い(佐賀大会)」では、次年度の第1回健康経営大賞の開催に先行するプレ大会として、各地からエントリーのあった下記の青年部会並びに企業による事例発表を実施し、役員、部会長による投票をリモート形式で行った。大会式典においては、最優秀賞を受賞した青年部会並びに企業を発表の上、活動事例発表を行った。

[青年部会部門]

<最優秀賞>

- 名古屋局 磐田(静岡) 『KENCO de 社会COKEN』

<優秀賞>

- 札幌局 富良野地方(北海道) 『健康経営でパフォーマンスアップ!』
- 仙台局 仙台中(宮城) 『エコキャップ回収運動』
- 仙台局 山形(山形) 『健康チャレンジ! 血管年齢測定コンテスト』
- 福岡局 直方(福岡) 『誰かに想われる「私」に気付き、「私」を慈しむ~目指せセルフ・ケア意識の向上! 糖尿病セミナーの開催』

[企業部門]

<最優秀賞>

- アイビック食品株式会社(北海道・札幌北) 『「3KM生涯幸福設計シート」による自己実現を図る健康経営推進』

<優秀賞>

- 有限会社クワイエス(東京・渋谷) 『365日 健康・ごきげん・美化運動!』
- 株式会社村松商会(静岡・磐田) 『KENCO de BINGO』
- 株式会社北日本ジオグラフィ(石川・金沢) 『地域とともに成長する企業でありたい! 実践型健康経営』
- サツマガス工業株式会社(鹿児島・鹿屋肝属) 『健康意識向上と働き方改革で「目指せ! 長期休職者ゼロ」』

②法人会版健康経営宣言書の提出

令和2年2月より、各地の青年部会と企業から法人会版健康経営宣言書の提出へ

の協力を求めており、当面の提出件数目標として1万件を掲げている。

このうち青年部会用の宣言書は全 440 会から提出があったところであり、また、企業用の宣言書は令和4年3月末までに4,324社から提出があった。

(4) 法人会全国青年の集い

「第35回法人会全国青年の集い（佐賀大会）」を次のとおり開催した。

開催日 令和3年11月25日・26日

場所 佐賀県佐賀市 佐賀市文化会館、SAGAプラザ総合体育館

来賓 国税庁課税部長など16名

法人会参加者数 現地参加621名、オンライン参加2,535名

テーマ 「つなぐ 維新のちから 輝ける大切な未来へ」

内容

- ① 部会長サミット（コロナ対策として、青連協歴代会長4名によるパネルディスカッション形式により代替）
- ② 懇親会
- ③ 租税教育活動表彰・事例発表
- ④ 健康経営大賞プレ大会
- ⑤ 大会式典
- ⑥ 記念講演

演題：『身体と心・仕事と家庭バランス良く過ごすために』

講師：優木まおみ 氏

9. 女性部会連絡協議会の活動

(1) 法人会全国女性フォーラム

4月15日に予定していた「第15回法人会全国女性フォーラム（新潟大会）」は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて延期とし、完全座席指定制などの各種感染症対策を講じた上で11月16日に開催した。

(2) 税に関する絵はがきコンクール

女性部会の租税教育活動における基幹事業の1つとして「全国実施を目指して積極的に取り組む」と決議し、引き続き積極的に展開を図っている。令和3年度は、一部地域では新型コロナウイルスの影響が残ったが、実施会は438会（前年比47会増）、応募作品数は245,273点（前年比40,761点増）、応募学校数は7,192校（前年比1,459校増）と令和元年度の水準に戻すことができた。

なお、10局連（東京局は2点）及び沖縄県連が選定した優秀作品12点に対し、全法連女

連協会長賞を授与した。

＜税に関する絵はがきコンクールの実施会＞

令和3年度	438 単位会（実施率 99.5%）
令和2年度	391 単位会（実施率 88.9%）
令和元年度	439 単位会（実施率 99.8%）

(3) いちごプロジェクト

女性部会における節電の啓発活動「いちごプロジェクト」は、平成27年度よりその実施を各会に委ね、地域の実情に応じた取り組みを行っている。全法連では、チラシ（夏・冬）のデータ提供と併せてうちわを作成（5万本を各会に配付）するなどの支援を行った。

10. 統合プラットフォームの推進

平成24年度末から提供している統合プラットフォーム（会員管理機能等）については、利用会からの問い合わせに対応するとともに、要請を受け、県連単位での研修会を行った。また、インターネットブラウザ「Edge」に対応するための検証作業を行い、サービス提供の維持に努めた。なお、県連・単位会向けホームページ簡易制作ツール（CMSテンプレート）の利用会は213会（前年比2会増）となった。

11. 理事会等の開催状況

(1) 理事会

第38回理事会

開催日 令和3年5月31日

場所 全法連会館

出席者数 55名

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度収支決算について

第3号議案 改選に伴う理事・監事候補者及び退任に伴う補充評議員候補者について

第4号議案 全法連役員等に対する功労者表彰について

第5号議案 役員等賠償責任保険契約について

〈報告事項〉1. 会員増強施策について

2. 福利厚生制度50周年関連事業について

3. 法人会事務局の強化について

4. その他

第 39 回理事会

開催日 令和3年6月15日

場 所 帝国ホテル

出席者数 54名

第 1 号議案 正副会長・専務理事・常任理事の選定について

第 2 号議案 各委員会委員長等の選定について

〈報告事項〉 1. 法人会の当面の課題等について

2. 役員等賠償責任保険について

3. その他

第 40 回理事会

開催日 令和3年9月21日

場 所 全法連会館

出席者数 63名

第 1 号議案 令和 4 年度税制改正に関する提言について

第 2 号議案 令和 4 年度の資金配賦方針について

第 3 号議案 第 16 回評議員会の開催について

第 4 号議案 人事案件について

〈報告事項〉 1. 全国大会（岩手大会）について

2. 会員増強施策について

3. 福利厚生制度創設 50 周年キャンペーンについて

4. 令和 2 年度分の助成金報告について

5. 法人会事務局の強化について

6. インボイス制度の周知について

7. 財政健全化のための健康経営プロジェクトについて

8. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

9. その他

第 41 回理事会

開催日 令和4年3月24日

場 所 全法連会館

出席者数 57名

第 1 号議案 令和 4 年度事業計画（案）について

第 2 号議案 令和 4 年度収支予算（案）について

第 3 号議案 評議員会の開催について

第 4 号議案 補充理事候補者について

- 〈報告事項〉
1. 令和3年12月末現在の会員数状況等について
 2. 令和4年度税制改正に関する提言活動について
 3. 法人会事務局の強化（単位会支援のための県連機能強化）について
 4. 全法連の変更認定申請について
 5. 令和3年度の3大会実施状況について
 6. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
 7. その他

(2) 監事監査

- 開催日 令和3年5月26日
- 場所 全法連会館
- 出席者 全法連監事3名及び外部監査法人
- 第1号議案 令和2年度事業報告に関する監査
- 第2号議案 令和2年度計算書類に関する監査
- 第3号議案 理事の職務執行に関する監査

(3) 評議員会

第15回（定時評議員会）

- 開催日 令和3年6月15日
- 場所 帝国ホテル
- 出席者数 12名
- 第1号議案 令和2年度収支決算の承認について
- 第2号議案 改選に伴う令和3～4年度の理事・監事の選任について
- 第3号議案 退任に伴う補充評議員の選任について
- 〈報告事項〉
1. 令和2年度事業報告
 2. 令和3年度事業計画及び収支予算
 3. その他
 - (1) 全法連の変更認定申請について
 - (2) 役員等賠償責任保険契約について
 - (3) 今後の主な行事予定
 - (4) その他

第16回（臨時評議員会）

- 開催日 令和3年12月14日
- 場所 全法連会館

出席者数 9名

- 議題1. 評議員の選任基準、評議員会の決議事項等について
- 議題2. 令和3年度上期の事業状況について
- 議題3. 令和3年度上期の収支状況について
- 議題4. 法人会の当面の課題について
- 議題5. その他

12. 委員会等の開催状況

(1) 総合企画委員会

〔第1回〕（書面による意見聴取）

- ① 令和2年度事業報告について
- ② 令和2年度収支決算について
- ③ 改選に伴う理事・監事候補者及び退任に伴う補充評議員候補者について
- ④ 全法連役員等に対する功労者表彰について
- ⑤ 役員等賠償責任保険契約について
- ⑥ 報告事項その他
 - 1. 会員増強施策について
 - 2. 福利厚生制度50周年関連事業について
 - 3. 法人会事務局の強化について
 - 4. その他

〔第2回〕 令和3年9月14日 全法連会館

- ① 副委員長の選任について
- ② 令和4年度税制改正に関する提言について
- ③ 令和4年度資金配賦方針について
- ④ 第16回評議員会の開催について
- ⑤ 人事案件について
- ⑥ 今後の総合企画委員会の運営について
- ⑦ 報告事項等
 - 1. 全国大会（岩手大会）について
 - 2. 会員増強施策について
 - 3. 福利厚生制度創設50周年キャンペーンについて
 - 4. 令和2年度分の助成金報告について
 - 5. 法人会事務局の強化について
 - 6. インボイス制度の周知について
 - 7. 財政健全化のための健康経営プロジェクトについて

8. その他

〔第3回〕 令和4年3月24日 全法連会館

- ① 第41回理事会提出案件について
 - 1. 令和4年度事業計画（案）について
 - 2. 令和4年度収支予算（案）について
 - 3. 評議員会の開催について
 - 4. 補充理事候補者について
 - 5. 報告事項等
- ② 意見交換その他

(2) 総務委員会

〔第1回〕 令和3年7月9日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 令和3年度の総務関係事業について
- ③ 法人会事務局の強化について
- ④ 第37回全国大会（岩手大会）について
- ⑤ 法人会運営に関する留意点について
- ⑥ その他報告事項
 - 1. 会員増強施策について
 - 2. 福利厚生制度の推進と資金配賦について
 - 3. 財政健全化のための健康経営プロジェクトについて
 - 4. その他

〔第2回〕 令和4年2月18日 全法連会館

- ① 令和3年度総務関連の活動状況について
- ② 令和4年度事業計画（案）について
- ③ 法人会事務局役職員見舞金制度規程の改定について
- ④ 法人会事務局の強化について
- ⑤ その他報告事項
 - 1. 令和3年度分助成金Aの対応について
 - 2. 令和4年度助成金等資金配賦について
 - 3. 令和3年12月末の会員数状況及び組織・厚生連携強化
 - 4. 令和4年度税制改正に関する提言活動について
 - 5. その他

(3) 財務委員会

〔第1回〕 令和3年9月9日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 全法連予算の概要と助成金制度の仕組み
- ③ 令和2年度分の助成金報告について
- ④ 令和4年度の資金配賦方針について
- ⑤ 報告事項等

〔第2回〕 令和3年12月15日 全法連会館

- ① 令和3年度助成金の対応について
- ② 令和4年度助成金等資金配賦について
- ③ 令和4年度資金配賦額の算定について
- ④ 助成金Aの申請・報告手続き、実地調査について
- ⑤ 報告事項

〔第3回〕 令和4年3月15日 全法連会館

- ① 令和4年度事業計画（案）について
- ② 令和4年度助成金等について
- ③ 事務局強化のための財政支援について
- ④ 令和4年度収支予算（案）について
- ⑤ 令和5年度以降の小規模単位会支援について
- ⑥ 報告事項等

(4) 税制委員会

イ. 全体委員会

〔第1回〕 令和3年7月15日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 「令和4年度税制改正に関する提言」の基本スタンスについて
- ③ 起草検討会の設置について
- ④ 法人会の当面の課題について
- ⑤ その他

〔第2回〕 令和3年9月7日 全法連会館

- ① 令和4年度税制改正に関する提言（案）について
- ② 本年度の提言活動について
- ③ その他

〔第3回〕 令和4年2月16日 全法連会館

- ① 令和3年度における税制に関する活動総括

- ② 令和4年度事業計画
- ③ 令和5年度税制改正に関する提言の策定
- ④ 提言策定に向けた取り組み
- ⑤ その他

ロ. 常任委員会

- [第1回常任委員会] 令和3年4月6日 全法連会館
- [第2回常任委員会] 令和3年5月12日 //
- [第3回常任委員会] 令和3年6月3日 //
- [第4回常任委員会] 令和3年6月23日 //
- [第5回常任委員会] 令和3年7月6日 //

上記5回は令和4年度税制改正に関する提言

- [第6回常任委員会] 令和4年2月16日 全法連会館
- 令和5年度税制改正に関する提言

- ハ. 起草検討会 令和3年8月25日 全法連会館
- 令和4年度税制改正に関する提言

(5) 広報委員会

イ. 全体委員会

- [第1回] 令和3年7月12日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 令和3年度の広報関連事業の取り組みについて
- ③ 法人会の当面の課題
- ④ その他

- [第2回] 令和4年2月17日 全法連会館

- ① 令和3年度の広報関連事業の総括（報告事項）
- ② 令和4年度の広報関連事業の活動方針（案）
- ③ アンケート調査システム
- ④ その他

ロ. 常任委員会

- [第1回広報常任委員会] 令和3年4月26日 全法連会館

- ① 令和3年度広報関連事業について
- ② アンケート調査システムについて
- ③ その他

(6) 事業研修委員会

- [第1回] 令和3年7月8日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 令和2年度研修参加人員等について
- ③ 令和3年度の事業研修関連事業の取り組みについて
- ④ 年末調整説明会について
- ⑤ 税務コンプライアンス向上施策について
- ⑥ 会員企業の活性化、会員企業の企業価値向上に資する事業について
- ⑦ 法人会の当面の課題について
- ⑧ その他

〔第2回〕 令和4年2月3日 全法連会館

- ① 令和3年度の事業研修に関する活動報告
- ② 令和4年度の事業計画について
- ③ 研修参加率向上表彰について
- ④ 税務コンプライアンス向上施策について
- ⑤ コロナ禍における法人会の効果的な取り組み事例について
- ⑥ 会員企業の活性化に資する事業について
- ⑦ その他

(7) 組織委員会

〔第1回〕 令和3年9月8日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 会員数について
- ③ 会員増強施策等について
- ④ 組織・厚生委員会合同による会員増強施策について
- ⑤ 会員増強等に関する事例紹介について
- ⑥ 法人会の当面の課題について
- ⑦ その他

〔第2回〕 令和4年2月21日 全法連会館

- ① 令和3年度の会員増強結果について
- ② 令和4年度の活動方針について
- ③ 退会防止策について
- ④ その他

(8) 厚生委員会

イ. 全体委員会

〔第1回〕 令和3年7月7日 明治記念館

- ① 委員会人事について

- ② 令和3年度の事業計画等について
- ③ 福利厚生制度創設50周年キャンペーン等について
- ④ 商品改定等について
- ⑤ 協力3社推進策について
- ⑥ 報告事項
- ⑤ その他

〔第2回〕 令和4年2月10日 全法連会館

- ① 令和3年度福利厚生制度推進状況について
- ② 令和4年度事業計画について
- ③ 協力3社の推進計画等
- ④ 商品改定について
- ⑤ その他

ロ. 常任委員会

〔第1回〕 令和3年9月22日 全法連会館

- ① エリアリーダー、サブリーダーの設置について
- ② 50周年における制度推進について
- ③ 新商品について
- ④ 商品改定について
- ⑤ その他

〔第2回〕 令和4年2月2日 全法連会館

- ① 令和3年度推進状況について
- ② 令和4年度推進奨励策等について
- ③ 協力3社の推進等について
- ④ 局連内の推進状況の意見交換
- ⑤ その他

ハ. 全国厚生委員長会議 令和4年3月23日 グランドプリンスホテル新高輪 国際
パミール館（会場出席167名、Web出席280名）

- ① 法人会活動における厚生事業の位置づけ、役割
- ② 50周年取組み施策、現況報告（協力3社報告）

(9) 青年部会連絡協議会

イ. 連絡協議会

〔定時連絡協議会〕 令和3年6月2日 ハイアットリージェンシー東京

- ① 令和3年度の事業計画
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動

- ④ 部会員増強運動
- ⑤ 第35回「法人会全国青年の集い」佐賀大会
- ⑥ 第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会
- ⑦ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑧ 法人会アンケート調査システム
- ⑨ 役員の選任

〔第2回連絡協議会〕令和3年11月25日 佐賀市文化会館イベントホール

- ① 第35回「法人会全国青年の集い」佐賀大会
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動
- ④ 部会員増強運動
- ⑤ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑥ 法人会アンケート調査システム
- ⑦ その他
- ⑧ （追加議案）第37回「法人会全国青年の集い」山形大会

ロ. 役員会

〔第1回〕令和3年4月12日 ガーデンテラス佐賀 ホテル&マリトピア「ノース」

- ① 令和3年度 事業計画
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動
- ④ 部会員増強運動
- ⑤ 第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会
- ⑥ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進およびKSP
- ⑦ 法人会アンケート調査システム
- ⑧ 第2回役員会及び定時連絡協議会

〔第2回〕令和3年6月2日 ハイアットリージェンシー東京

- ① 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ② 定時連絡協議会
- ③ 第35回「法人会全国青年の集い」佐賀大会
- ④ 第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会

〔第3回〕令和3年7月19日（仙台開催）パレスへいあん

- ① 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ② 租税教育活動
- ③ 青年部会員増強運動（令和2年度結果）
- ④ 第35回「法人会全国青年の集い」佐賀大会
- ⑤ 第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会

- ⑥ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑦ 法人会アンケート調査システム

〔第4回〕 令和3年9月28日 リモート開催

- ① 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ② 租税教育活動
- ③ 青年部会員増強運動
- ④ 第35回「法人会全国青年の集い」佐賀大会
- ⑤ 第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会
- ⑥ 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ⑦ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑧ 法人会アンケート調査システム

〔第5回〕 令和4年2月8日 リモート開催

- ① 令和4年度 事業計画
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動
- ④ 青年部会員増強運動
- ⑤ 第35回「法人会全国青年の集い」佐賀大会
- ⑥ 第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会
- ⑦ 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ⑧ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進状況
- ⑨ 法人会アンケート調査システム

(10) 女性部会連絡協議会

イ. 連絡協議会

〔定時連絡協議会〕 令和3年6月8日 アルカディア市ヶ谷

- ① 令和3年度事業計画について
- ② 「法人会全国女性フォーラム」について
- ③ 改選に伴う令和3年・4年度の役員候補者について
- ④ 全法連委員会への委員推薦について
- ⑤ その他

ロ. 役員会

〔第1回〕 令和3年6月8日 アルカディア市ヶ谷

- ① 女連協定時連絡協議会について
- ② 本日のスケジュール

〔第2回〕 令和3年10月14日 全法連会館

- ① 「法人会全国女性フォーラム」について

②「税に関する絵はがきコンクール」について

③ その他

〔第3回〕 令和3年12月7日 全法連会館

①「法人会全国女性フォーラム」について

②「税に関する絵はがきコンクール」について

③ その他

〔第4回〕 令和4年3月8日 全法連会館

①令和3年度女性部会関連事業の総括

②令和4年度女性部会事業計画・予算

③「法人会全国女性フォーラム」について

④「税に関する絵はがきコンクール」について

⑤その他

(11) 全国県連専務理事等会議

〔第1回〕 令和3年4月9日 全法連会館

① 令和3年度事業計画及び収支予算について

② 理事会・総会の運営について

③ 一般法人法の改正について

④ 健康経営プロジェクトに係る全法連の変更認定申請について

⑤ 法人会事務局の強化について

⑥ 令和3年度助成金配賦額について

⑦ 助成金の実地調査について

⑧ 令和2年度分助成金Aの取扱いについて

⑨ 令和3年度の会員増強施策等について

⑩ 会員向け支援事業（貸倒保証制度）について

⑪ 「税に関する絵はがきコンクール」について

⑫ 令和3年度の広報制作物の方向性について

⑬ アンケート調査システムについて

⑭ 会報誌の電子化（デジタルブック）について

⑮ 想いをつないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーンについて

⑯ 主要福利厚生制度の加入状況について

⑰ 経営者大型保障制度総合型の新商品について

⑱ 福利厚生制度50周年事業について

⑲ 福利厚生制度推進状況等について

⑳ 法人会会員専用の付帯サービスについて

㉑ 福利厚生制度推進協力各社の推進策等について

- ② 国税庁からの周知依頼について
- ③ 今後の主な行事
- ④ その他

〔第2回〕 令和3年8月31日 全法連会館

- ① 税制改正に関する提言について
- ② 令和3年6月末現在の会員数について
- ③ 会員増強施策等について
- ④ 研修参加率向上表彰について
- ⑤ 年末調整説明会について
- ⑥ 自主点検チェックシートの改訂について
- ⑦ インボイス制度の周知について
- ⑧ 女性部会の新たな事業の検討について
- ⑨ 会員向け支援事業（貸倒保証制度）について
- ⑩ 財政健全化のための健康経営プロジェクトについて
- ⑪ 各種広報媒体の活用について
- ⑫ 法人会事務局の強化について
- ⑬ 助成金制度について
- ⑭ 福利厚生制度について
- ⑮ 次回開催日

〔第3回〕 令和3年12月10日 全法連会館

- ① 会員増強支援策について
- ② 税制改正に関する提言活動について
- ③ 令和4年度の研修・斡旋テキストについて
- ④ 自主点検チェックシートの改訂等について
- ⑤ 絵はがきコンクールの実施時期について
- ⑥ 会員向け支援事業（貸倒保証制度）について
- ⑦ 広報活動について
- ⑧ 青年部関係について
- ⑨ 法人会事務局の強化について
- ⑩ 全法連の変更認定申請について
- ⑪ 令和4年度助成金等資金配賦について
- ⑫ 令和3年度助成金Aの対応について
- ⑬ 福利厚生制度について
- ⑭ 本年度の3大会について
- ⑮ 今後の主な行事予定

13. 納税功勞等による叙勲受章者

(敬称略・役職名は受章時)

(1) 令和3年〈春〉の叙勲受章者 5名

納税功勞

《旭日双光章》

宇田川 仁一郎	元全法連評議員、茨城県連副会長、土浦法人会会長
佐藤 俊明	元宮城県連副会長、元大崎法人会会長
渡邊 紘三	元全法連財務委員、鹿児島県連副会長、曾於法人会会長
佐藤 允男	徳島県連副会長、徳島法人会副会長

各種功勞

《旭日双光章》

高橋 秀樹	北海道連常任理事、旭川東法人会会長
-------	-------------------

(2) 令和3年〈秋〉の叙勲受章者 7名

納税功勞

《旭日双光章》

松本 光史	全法連副会長、東法連副会長、江東東法人会会長
宮本 洋治	元全法連財務委員、茨城県連副会長、日立法人会会長
上田 正昭	元長野県連副会長、元長野法人会副会長
吉澤 貞雄	新潟県連副会長、小千谷法人会会長
内海 康仁	全法連評議員、広島県連副会長、福山法人会会長

各種功勞

《旭日小綬章》

高橋 真裕	全法連常任理事、岩手県連会長、盛岡法人会会長
藤井 明	全法連常任理事、秋田県連会長、秋田南法人会会長

(注) 各種功勞については、全法連役員等（退任後2年以内で全法連功勞者表彰を受章されている方等）を掲載

14. 納税功勞による財務大臣・国税庁長官表彰受彰者

(敬称略・役職名は受彰時)

(1) 財務大臣表彰 18名

金山 宏	全法連理事、東法連副会長、雪谷法人会会長
高橋 利充	全法連理事、東法連副会長、練馬西法人会会長
三枝 巖	元全法連広報委員、元千葉県連副会長、元茂原法人会会長

上原重樹	全法連総務委員、山梨県連副会長、甲府法人会副会長
中澤実	全法連理事、埼玉県連副会長、熊谷法人会会長
高橋秀松	全法連総務委員、新潟県連副会長、新潟法人会副会長
福山恵太郎	全法連厚生委員、北海道連副会長、札幌西法人会会長
伊野勝彦	元全法連厚生委員、福島県連副会長、郡山法人会会長
角田裕一	山形県連副会長、寒河江法人会会長
香坂洋一	山形県連副会長、米沢法人会会長
鈴木幹雄	全法連税制委員、愛知県連理事、熱田法人会副会長
岡田信春	三重県連副会長、鈴鹿法人会会長
古田賢造	全法連理事、山口県連会長、下関法人会会長
須江英典	津山法人会会長
野々村健造	全法連理事、島根県連会長、松江法人会会長
大迫益男	全法連理事、福岡県連副会長、小倉法人会会長
菅健一	全法連事業研修委員、大分県連副会長、別府法人会会長
出利葉康博	元大分県連副会長、元中津法人会会長

(2) 国税庁長官表彰 26名

鈴島健	元東法連理事、元西新井法人会会長
竹内政司	元東法連理事、元武蔵野法人会会長
高橋伸昌	全法連組織委員、神奈川県連副会長、横浜中法人会会長
加藤修	元全法連広報委員、元神奈川県連副会長、元大和法人会会長
高野孫左工門	全法連理事、山梨県連会長、甲府法人会会長
青木直樹	全法連事業研修委員、栃木県連副会長、宇都宮法人会副会長
横田貞一	全法連税制委員、群馬県連副会長、高崎法人会会長
宮下幸良	全法連組織委員、長野県連理事、上田法人会副会長
野崎正明	全法連広報委員、新潟県連副会長、三条法人会会長
鈴木秀城	新潟県連副会長、糸魚川法人会会長
柳谷泰藏	元北海道連常任理事、元札幌南法人会会長
松本賢	全法連広報委員、宮城県連副会長、石巻法人会会長
丹羽幸彦	元全法連財務委員、元愛知県連評議員、元名古屋中法人会副会長
相羽由光	全法連事業研修委員、愛知県連理事、昭和法人会副会長
辻祥治	全法連総務委員、静岡県連副会長、浜松西法人会会長
中村源次郎	岐阜県連副会長、岐阜南法人会会長
藤井徳充	全法連厚生委員、岐阜県連理事、大垣法人会副会長
梅田ひろ美	全法連広報委員、富山県連理事、富山法人会副会長
高橋宏明	広島県連副会長、尾道法人会会長

林 田 昌 吾	全法連厚生委員、岡山県連副会長、新見法人会会長
平 野 惣 吉	元全法連総務委員、徳島県連理事、阿南法人会副会長
森 澤 正 博	全法連財務委員、高知県連副会長、伊野法人会会長
竹 島 和 幸	全法連副会長、福岡県連会長、福岡中部法人会会長
江 上 嘉 実	福岡県連理事、筑紫法人会会長
馬 渡 洋 三	佐賀県連副会長、武雄法人会会長
田 島 賢 一	全法連財務委員、鹿児島県連副会長、川薩法人会会長

15. 全法連表彰

(1) 県連・単位会に対する表彰

- ① 会員増強表彰 6県連・41単位会
- ② 研修参加率向上表彰 0県連・6単位会
- ③ 福利厚生制度推進表彰 27県連・58単位会

(2) 全法連役員等の功労者表彰受表彰者

(敬称略)

① 功労者表彰規程第2条1項に基づく受表彰者 34名

〔常 任 理 事〕	上 間 優 (沖縄県連)
〔理 事〕	青 柳 晴 久 (東法連)
	荒 田 一 正 (北海道連)
	高 橋 真 裕 (岩手県連)
	野々村 健 造 (島根県連)
〔監 事〕	齊 藤 政 二 (東法連)
〔総 務 委 員〕	野 地 英 子 (東法連)
	熊 澤 喜 八 郎 (福井県連)
	手 嶋 邦 彦 (高知県連)
	園 田 慶 一 (福岡県連)
	野 崎 逸 朗 (宮崎県連)
〔税 制 委 員〕	横 田 貞 一 (群馬県連)
	宮 脇 範 次 (香川県連)
〔広 報 委 員〕	金 子 康 法 (栃木県連)
	宇 賀 太 郎 (北海道連)
	四 元 永 生 (長崎県連)
	金 城 寛 (沖縄県連)
〔事業研修委員〕	谷 田 進 太 郎 (北海道連)

	相羽由光	(愛知県連)
	玉野井邦彦	(山口県連)
	吉田孝平	(宮崎県連)
	金城稔	(沖縄県連)
〔組織委員〕	佐藤春雄	(新潟県連)
	加藤敏彦	(福島県連)
	飯田隆典	(三重県連)
〔厚生委員〕	広瀬淡	(東法連)
	相原光良	(東法連)
	伊野勝彦	(福島県連)
	石川幸延	(沖縄県連)
〔青連協〕	酒井保則	(北海道連)
	脇田武彦	(鹿児島県連)
〔女連協〕	吉本陽子	(福井県連)
	綿谷雅代	(富山県連)
	綾田正子	(香川県連)

②功労者表彰規程第2条2項に基づく受彰者 11名

〔副会長〕	阿部友太郎	(東法連)
	利根忠博	(埼玉県連)
	山本亜土	(愛知県連)
	遠山誠司	(香川県連)
〔理事〕	岩崎五六	(東法連)
	山浦愛幸	(長野県連)
	西宮映二	(徳島県連)
	岡村祐司	(熊本県連)
	玉川裕一	(青連協・北海道連)
	鈴木秀世	(女連協・東法連)
〔監事〕	持田和夫	(神奈川県連)

16. 全法連役員等の訃報

高浦孝好氏 令和3年5月1日 享年75歳

(全法連総務委員、群馬県連副会長、前橋法人会副会長)

令和 4 年度税制改正に関する提言等

イ. はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長のカギとなろう。

急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針 2021）で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強靱化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化を踏まえた対応が求められる時代に入ったといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

ロ. 提言事項

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れまい。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特別定額給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決めずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政

府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要があるだろう。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬（本体）の改定年にあたる。これを機に、次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要があるだろう。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながらないように、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうか为前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレゼンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強靱化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15%以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合（EU）内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス（逆説）論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これ

までの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという点、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えまい。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも

住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は2050年までに温室効果ガスを実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

ハ. スローガン

○ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を！

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！

○コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！

○中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

税の啓発のための新聞広告用版下

(全5段・2種・カラー・モノクロ)

税を味方に、強い経営を。
企業を支える75万社の経営者ネットワーク

法人会は「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。

1 前期決算報告は最終手続に付するコロナ対策の適用、企業再建策等による減税、中小企業等の経営者負担の軽減化やスタートアップ助成を行い、中小企業が持続可能となるよう支力を取り続けます。

2 経済成長が停滞し続けた場合には、税制だけでなく大幅な規制緩和や行政サービスの効率化を図って日本経済の持続的な発展に向けた施策を講じます。

3 財政健全化は国家的課題であり、コロナ対策には本格的な歳入・歳入の一体的改革により、より公平な負担を求めます。

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

法人会は中小企業等の発展のために「税」の普及を推進しています。

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

税を味方に、強い経営を。
企業を支える75万社の経営者ネットワーク

法人会は「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。

1 前期決算報告は最終手続に付するコロナ対策の適用、企業再建策等による減税、中小企業等の経営者負担の軽減化やスタートアップ助成を行い、中小企業が持続可能となるよう支力を取り続けます。

2 経済成長が停滞し続けた場合には、税制だけでなく大幅な規制緩和や行政サービスの効率化を図って日本経済の持続的な発展に向けた施策を講じます。

3 財政健全化は国家的課題であり、コロナ対策には本格的な歳入・歳入の一体的改革により、より公平な負担を求めます。

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

法人会は中小企業等の発展のために「税」の普及を推進しています。

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

経営者の皆さまへ

法人会に加入しませんか?

ご加入のメリット

- 経営に差がつく!
- 税の知識が身につく!
- 人脈がひろがる!

活動内容

- 税制教育 税の勉強会
- 税と経営の関わり
- 税の質問応答
- 地域社会への貢献

法人会は、中小企業を中心に全国約75万社が加入する団体です

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

税のオピニオンリーダーとして「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開しています

経営者の皆さまへ

法人会に加入しませんか?

ご加入のメリット

- 経営に差がつく!
- 税の知識が身につく!
- 人脈がひろがる!

活動内容

- 税制教育 税の勉強会
- 税と経営の関わり
- 税の質問応答
- 地域社会への貢献

法人会は、中小企業を中心に全国約75万社が加入する団体です

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

税のオピニオンリーダーとして「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開しています

(半5段・2種・カラー・モノクロ)

税を味方に、強い経営を。
企業を支える75万社の経営者ネットワーク

法人会は「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。

1 前期決算報告は最終手続に付するコロナ対策の適用、企業再建策等による減税、中小企業等の経営者負担の軽減化やスタートアップ助成を行い、中小企業が持続可能となるよう支力を取り続けます。

2 経済成長が停滞し続けた場合には、税制だけでなく大幅な規制緩和や行政サービスの効率化を図って日本経済の持続的な発展に向けた施策を講じます。

3 財政健全化は国家的課題であり、コロナ対策には本格的な歳入・歳入の一体的改革により、より公平な負担を求めます。

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

法人会は中小企業等の発展のために「税」の普及を推進しています。

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

税を味方に、強い経営を。
企業を支える75万社の経営者ネットワーク

法人会は「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。

1 前期決算報告は最終手続に付するコロナ対策の適用、企業再建策等による減税、中小企業等の経営者負担の軽減化やスタートアップ助成を行い、中小企業が持続可能となるよう支力を取り続けます。

2 経済成長が停滞し続けた場合には、税制だけでなく大幅な規制緩和や行政サービスの効率化を図って日本経済の持続的な発展に向けた施策を講じます。

3 財政健全化は国家的課題であり、コロナ対策には本格的な歳入・歳入の一体的改革により、より公平な負担を求めます。

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

法人会は中小企業等の発展のために「税」の普及を推進しています。

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

経営者の皆さまへ

法人会は、中小企業を中心に全国約75万社が加入する団体です

法人会に加入しませんか?

ご加入のメリット

- 経営に差がつく!
- 税の知識が身につく!
- 人脈がひろがる!

活動内容

- 税制教育 税の勉強会
- 税と経営の関わり
- 税の質問応答
- 地域社会への貢献

税のオピニオンリーダーとして「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開しています

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

経営者の皆さまへ

法人会は、中小企業を中心に全国約75万社が加入する団体です

法人会に加入しませんか?

ご加入のメリット

- 経営に差がつく!
- 税の知識が身につく!
- 人脈がひろがる!

活動内容

- 税制教育 税の勉強会
- 税と経営の関わり
- 税の質問応答
- 地域社会への貢献

税のオピニオンリーダーとして「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開しています

法人会 詳しいWEBへ [法人会]

令和3年度県連別研修参加人員等一覧

	研修参加 人員(名)	研修参加 率(%)	税法税務関係 研修参加率(%)	一般市民等の 参加(名)
東京	67,839	61.3%	36.5%	10,151
神奈川	22,030	52.4%	30.8%	2,645
千葉	19,366	54.8%	27.7%	2,012
山梨	4,686	75.2%	47.6%	426
埼玉	17,498	43.1%	21.9%	2,621
茨城	13,345	78.4%	42.2%	1,413
栃木	8,217	48.0%	26.8%	866
群馬	6,094	42.1%	27.6%	493
長野	11,261	49.1%	30.6%	269
新潟	34,406	232.7%	114.6%	1,624
北海道	16,617	53.6%	31.4%	1,603
宮城	11,737	112.9%	50.0%	961
岩手	4,233	62.7%	37.3%	847
福島	6,410	47.7%	24.8%	223
秋田	1,274	23.8%	9.8%	238
青森	6,039	107.9%	56.5%	682
山形	7,944	101.5%	52.3%	583
愛知	35,404	65.6%	41.1%	3,399
静岡	20,964	53.8%	25.3%	2,073
三重	5,149	42.7%	28.0%	344
岐阜	10,495	58.9%	25.1%	1,447
石川	7,410	71.1%	28.9%	1,160
福井	3,369	40.1%	17.7%	583
富山	5,500	70.5%	43.8%	213
広島	12,583	46.4%	26.4%	769
山口	4,057	45.3%	24.6%	298
岡山	11,950	99.6%	51.8%	1,087
鳥取	3,219	70.4%	35.1%	286
島根	3,465	63.9%	36.3%	691
香川	7,049	85.3%	37.6%	1,870
愛媛	13,973	103.1%	40.1%	2,119
徳島	6,244	81.6%	41.1%	238
高知	4,959	91.8%	48.6%	314
福岡	11,779	41.6%	18.2%	1,415
佐賀	7,322	129.1%	22.1%	4,621
長崎	5,563	64.7%	42.5%	517
熊本	14,723	136.6%	75.5%	2,285
大分	11,433	146.3%	78.8%	286
鹿児島	22,424	250.5%	123.3%	882
宮崎	5,587	92.8%	58.1%	202
沖縄	6,159	98.3%	55.9%	397
合計	499,776	68.8%	36.7%	55,153

広報ポスター



県連別会員数調査結果（令和3年12月末現在）

県連名	単体会	所管法人数	法人会員数	法人加入率	正会員以外の 個人会員数
東京	48	429,185	110,756	25.8%	5,449
神奈川	18	177,121	42,060	23.7%	1,927
千葉	14	108,144	35,352	32.7%	1,244
山梨	4	17,066	6,229	36.5%	172
埼玉	15	136,661	40,574	29.7%	1,713
茨城	8	48,317	17,018	35.2%	439
栃木	8	38,238	17,129	44.8%	728
群馬	9	36,969	14,485	39.2%	285
長野	10	41,268	22,949	55.6%	1,139
新潟	13	39,995	14,786	37.0%	221
北海道	30	114,642	31,006	27.0%	611
宮城	10	44,472	10,397	23.4%	305
岩手	9	17,384	6,747	38.8%	113
福島	10	37,543	13,448	35.8%	256
秋田	8	15,435	5,352	34.7%	55
青森	7	20,304	5,598	27.6%	106
山形	8	16,963	7,830	46.2%	125
愛知	20	158,634	53,930	34.0%	499
静岡	13	74,615	38,972	52.2%	317
三重	8	31,446	12,048	38.3%	156
岐阜	7	42,126	17,817	42.3%	467
石川	5	20,856	10,418	50.0%	175
福井	6	15,166	8,408	55.4%	90
富山	4	19,897	7,806	39.2%	83
広島	16	55,850	27,114	48.5%	837
山口	11	22,332	8,950	40.1%	221
岡山	13	40,319	12,000	29.8%	342
鳥取	3	9,564	4,570	47.8%	194
島根	7	12,170	5,421	44.5%	199
香川	6	19,425	8,260	42.5%	81
愛媛	8	26,654	13,559	50.9%	1,441
徳島	6	15,129	7,655	50.6%	103
高知	6	11,225	5,400	48.1%	213
福岡	18	104,994	28,310	27.0%	1,195
佐賀	5	12,669	5,671	44.8%	140
長崎	8	22,357	8,603	38.5%	45
熊本	9	28,644	10,781	37.6%	255
大分	9	23,409	7,817	33.4%	121
鹿児島	11	31,840	8,950	28.1%	404
宮崎	6	21,060	6,022	28.6%	183
沖縄	6	15,239	6,265	41.1%	376
合計	440	2,175,327	726,463	33.4%	23,025